

議会運営委員会記録

1 日 時 平成31年2月1日（金曜日）

開 会 午前10時47分

閉 会 午前11時12分

2 場 所 議会会議室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 堀 江 かず代

委 員 舎 川 智 也

// 江 西 照 康

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 横 野 昭

// 高 田 重 信

// 村 家 博

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	木 下 章 広
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	島 静一
事務局次長	岡地 聡
参事（庶務課長）	金山 靖
議事調査課長	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課議事係長	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主任	平野 霞

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に村家委員、
柝山委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおり
であります。
初めに、協議事項1番目の3月定例会の運
営については、市長から、3月1日（金曜
日）に招集いたしたいとの申し出がありま
したので、御承知おき願います。
次に、議案説明会については、2月22日
（金曜日）に開催となりますので、御承知
おき願います。
なお、今回は午前9時30分からの開催と
なりますので、お間違いのないように願
いします。
また、議案書は2月26日（火曜日）に会
派控室に配付されます。
それでは、具体的な協議に入ります。
まず、1つ目の会期及び審議日程について、
お手元に配付しました日程を参考に、協議

したいと思います。

よろしければ、私のほうから日程についての案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、申し上げます。

3月1日提案理由説明、3月2日、3日休会、3月4日議案調査日、3月5日代表質問、3月6日議案調査日、3月7日、8日一般質問、3月9日、10日休会、3月11日議案調査日、3月12日、13日一般質問、3月14日常任委員会（補正分）、討論・採決（補正分）、3月15日常任委員会で商工農林水産委員会と建設委員会、3月16日、17日休会、3月18日常任委員会で総務文教委員会と厚生委員会、3月19日常任委員会で商工農林水産委員会と建設委員会、3月20日常任委員会で総務文教委員会と厚生委員会、3月21日休会、3月22日議案調査日、3月23日、24日休会、3月25日討論・採決という日程を組んでおります。

日程については、以上のとおりであります。したがって、会期は3月1日から3月25日まで、25日間となりますが、会期及び

審議日程については、以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
なお、補正案件分の討論・採決を行う3月14日（木曜日）の本会議は、午前10時から始まる各常任委員会の終了後に開会が可能とはなりますが、ケーブルテレビ中継の放送枠の確保の関係上、午後2時から開きたいと思います。

また、最終日3月25日（月曜日）の本会議については、午前10時から開きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。
ここで、3月定例会における討論の通告期限について、確認しておきたいと思います。
まず、補正案件分の採決を行う3月14日の討論・採決に向けた通告期限については、まずは、討論が行われる日の前々日、3月12日（火曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限を討論が行われる日の前日、3月1

3日（水曜日）の正午までとしたいと思えます。

また、最終日3月25日の討論・採決に向けた通告期限については、3月20日（水曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が3月22日（金曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。

次に、2つ目の代表質問、一般質問及び議案質疑についてであります。

まず、さきの12月定例会より提出していただいております、一般質問の質問予定書については、3月定例会においても同様の流れとなりますので、御承知おき願います。なお、代表質問については、例年通りとなります。

それでは、今3月定例会における代表質問及び一般質問の発言通告の流れを確認いたします。

まず、一般質問予定者及び質問順番の各党派からの報告期限が議案説明会の当日、2月22日（金曜日）の午後5時まで、次に、質問予定書の提出期限が2月25日（月曜日）の午後5時までであります。

なお、提出された質問項目の一覧につきましては、でき次第、今回より、棚入れによ

る配付とさせていただきます。

また、質問項目の重複の案内につきましても、該当議員への棚入れのみといたします。それを受けまして、質問項目が重複した場合には、会派間、議員間で調整をしていただきたいと思います。

その上で、今定例会初日、3月1日（金曜日）の午後5時までに代表質問及び一般質問について、正式な質問通告を提出していただきます。

以上のような流れになりますので、各会派において周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、代表質問の質問時間については、申合せにより自由民主党は60分以内、公明党は25分以内、社会民主党議員会は20分以内となりますので、御承知おき願います。

また、一般質問の質問時間については、答弁を含め、1人年間120分以内となりますが、申し出により、30分、45分、60分の質問時間を選択することができます。ただし、12月定例会までに行なわれた一般質問の残時間を考慮して、選択することになります。

なお、選択した時間未満で質問を終了した場合も、選択した質問時間は使用したものとみなすこととなります。

参考までに、12月定例会終了時の会派ごとの質問時間と残時間の一覧表を配付しておきましたので、御確認ください。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割振りについては、3月4日（月曜日）に開催されます議会運営委員会において決定したいと思っております。

また、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので、御承知おき願います。

高田委員 1つ確認ですが、代表質問の発言通告の提出期限は言われましたか。

委員長 代表質問の発言通告は、一般質問の正式な発言通告の提出期限と同じく、3月1日（金曜日）午後5時までです。

高田委員 そうすると、一般質問をされる方が質問項目を早く提示することで、代表質問と重なる部分が……。

委員長 重複してくるということをお願いしたいでしょう。

高田委員 そうなのです。

委員長 一般質問と代表質問は中身が異なるので、各会派あるいは代表質問をする方で調整をしてください。

横野委員 正式な通告はそれでいいのですが、2月22日までに一般質問予定者と質問順番を提出して、2月25日までに質問予定書を提出して調整をしてくださいと言われたときに、代表質問もこの期限までに提出しなければいけないのかということを確認したいのですが。

柞山委員 代表質問は各会派を代表してする質問であり、当然、各会派の質問内容が重複することはあり得ると思います。

今回、一般質問については、市政全般における質問内容の重複を避けるために、この形式になっていると思いますが、代表質問については重複しても仕方がないと思います。

委員長 ですから、代表質問において、各会派の代表として質問する以上、一般質問との質問項目の重複は、それぞれの会派においてその辺をすり合わせてください。

次に、3つ目の請願・陳情につきましては、開会日の午後5時までに受理したものを今定例会に提出することになっておりますので、今回は3月1日（金曜日）の午後5時までとなります。

提出されました請願・陳情につきましては、3月4日（月曜日）の議会運営委員会において、一括して報告いたします。

次に、4つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、一般質問最終日の前日の午後5時までとなっておりますので、今回は3月12日（火曜日）の午後5時までとなります。

次に、5つ目の追加議案についてであります。

教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員について、それぞれ1名の任期が平成31年5月17日に、人権擁護委員4名の任期が平成31年6月30日に満了いたします。

これらの人事案件については、定例会の最終日に追加提案されることとなりますので御承知おき願います。

次に、大きな協議事項2番目の「議会改革検討調査会の協議結果について」であります。

このことについては、議会改革検討調査会の副座長から、議長を通じてお手元に配付のとおり、協議結果についての報告を受けておりますので、まず、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料「議会改革検討調査会の協議結果について」により説明〕

委員長 今ほど事務局から説明がありました。本委員会に回付されました、1番目の一般質問の年間持ち時間及び議案質疑の分離については、本日、最終的な結論を出したいと思います。

そこで、以前にも申し上げましたが、この議会改革検討調査会については、活発な議論が行われた中で、最終的にこのような協議結果に至ったということでもあります。

つきましては、この項目について、議会改革検討調査会での決定を尊重し、本市議会としての結論としたいと思いますが、そのように取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

最後に、事前には御案内できませんでしたが、協議事項の3番目として、臨時会の招集請求についてであります。

先ほどの各派代表者会議において、村上議長から鋪田副議長に対し、議長職の辞職願を提出した旨の報告がありました。

そこで、臨時会の招集の請求について協議させていただきます。

なお、臨時会を招集するに当たっては、地方自治法第101条第2項に基づきまして、本委員会の議決を経て、市長に対し付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができるとなっております。

そこで、議長辞職の件を付議案件とし、市長に対し臨時会の招集を請求したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決しました。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。ここで、委員外議員である赤星議員、上野議員、木下議員より、事前に発言の申出書が提出されておりますので、お諮りいたします。

赤星議員、上野議員、木下議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。

よって、赤星議員、上野議員、木下議員の発言を許可することに決定いたしました。そこで、3人の発言内容を精査しますと、同じような内容ですので、代表でどなたか1人お願いします。

赤星議員

発言の許可をいただきましたので、3人を代表して発言をさせていただきます。

協議項目の3つ目として、臨時会の招集を市長に対し請求することが決められました。その臨時会が招集された場合の運営について申し上げたいのですが、その中では議長職の辞職の許可が諮られます。

これまで辞職願の理由については、いつも一身上の都合ということが繰り返されてきました。

これでは、市民にとって非常にわかりにくいと思うのです。今回はぜひ一身上の都合ではなく、どういう理由で辞職を願い出られたのか、そこをはっきりと説明していただきたいのです。

それからもう1点は、議長の辞職が許可された後、次の議長の選挙が行われると思います。

その議長選挙におきまして、これまでは事前に各会派ですり合わせをして、合意をして、言ってみれば、水面下で候補者が決められ、指名推選によって決められてきました。

前回、村上議長を選んだときは、私どもは最後までずっと悩んでいたのですが、議会改革を標榜され、不正にも手を染めていないということで、最終的には賛成をしました。

しかし、今回のような事態になりまして、やはりそれは間違った判断であったのかなというふうにも思っています。

そして、今度の議長選挙につきましては、議長候補として立候補される方には、ぜひ所信表明を一どのような富山市議会を目指すのか、どのような議会運営を行うのか、どのような議会改革を行いたいのかということをはっきりと、市民誰もが一市民だけではなく、全国、全世界から見る事ができる本会議場という公開の場において所信表明演説を行った後、投票による議長選挙を行っていただきたいと思えます。

そうすれば、議員一人一人が、どのような考えを持つ人物を議長に選んだのかということも、市民の皆さんにはっきりと見ていただくことができますので、ぜひこのこと

を御検討いただきたいと思います。

委員長 それでは、この件について御意見はありませんか。

東委員 やはり、きっと市民の皆さんも今回のことは大変ショックだということで、赤星議員が言われたことについては、市民からも声が上がっております。

やはりそういう中においては、辞職理由を一身上の都合ではなく、どういった理由なのかを明確に説明されたほうが、市民の皆様はより納得されると思います。

また、議長選挙についても、やはり自分が今後どのような議会にしていきたいのか、今回の問題を受けて、どういう議会を目指していくのかということを本会議場でしっかりと演説をしていただくと。

そして、投票で行うことが、富山市議会としてしっかりとまた出直していこうという表明になると思います。そういうことで、賛同いたします。

高田委員 事務局に確認なのですが、臨時会の招集を請求することに今決まりました。今後、市長に打診するという形になりますが、そのときの臨時会では、議長辞職の許可及び新

しい議長の選挙ということになるのでしょうか。

議事調査課長 今のところは、議長辞職の許可と新しい議長の選挙ということが考えられます。

高田委員 赤星議員からの提案につきましては、辞意を表明された村上議長の意向も確かめながらというか、会派としても、会派総会も含め、この後の話合いの中で、こういったあり方がいいのかしっかりと検討させていただければと思います。
きょうこの場で決めるのではなく、今言われた提案について検討してみたいと思います。

委員長 今ほど、自民党からの意見もございました。この後は粛々と進めていきたいと思います。

東委員 粛々と進めるということは、今、赤星議員からの提案をどの場でまた決定していくと……

委員長 それは決定事項ではないでしょう。

(「検討結果を報告はします」と発言する者あり)

委員長

次回の議会運営委員会につきましては、2月18日（月曜日）午前10時開催の各派代表者会議終了後に開会し、富山市議会委員会条例の改正（案）等について協議する予定としております。

ただし、臨時会の招集に伴い、この2月18日より前に本委員会を開催する場合には、日程が決まり次第、改めて御案内いたしますので、御承知おき願います。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

平成31年3月定例会
(平成31年2月1日)
議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 村 家 博

署名委員 柞 山 数 男